

職員記入欄	受付番号
	受付方法 窓口・郵送

【事前相談表】

条件に全て該当することを確認し、チェック☑を入れて、住所氏名を記載してください。

①この用紙（すべての項目に☑をして、住所氏名を記載したもの）、②登記全部事項証明書 の2つを市民生活課まで郵便で提出して下さい。（令和4年5月31日必着）

チェック	対象となる条件
<input type="checkbox"/>	相続人が所有者又は共有者として建物の登記が令和4年3月31日以前にされている空き家であること ※登記がされていても必要事項が記載されていない場合は補助対象となりません。
<input type="checkbox"/>	昭和56年5月31日以前に建築済み又は建築確認済みであった空き家であること
<input type="checkbox"/>	平成31年1月1日以前に相続又は遺贈が発生していること ※建物の登記全部事項証明書で確認します。
<input type="checkbox"/>	申請日から過去3年間空き家であること
<input type="checkbox"/>	一戸建て住宅であること及び登記の種別が「居宅」又は居宅とその他の用途を兼ねるものであること ・総務省 平成30年住宅・土地統計調査において一戸建に区分するもの。 ・長屋、共同住宅は対象となりません。
<input type="checkbox"/>	浜松市内にある空き家であること
<input type="checkbox"/>	公共事業等の補償の対象となっていないこと
<input type="checkbox"/>	空家等対策の推進に関する特別措置法による命令を受けていないこと
<input type="checkbox"/>	対象となる空き家及び附属する工作物（塀、立ち木など）が文化財等に指定されていないこと
<input type="checkbox"/>	個人が所有する空き家であること ・法人は対象となりません。 ・所有者及び共有者全員が個人である必要があります。
<input type="checkbox"/>	申請者及び共有者が浜松市税を完納していること
<input type="checkbox"/>	申請者及び共有者が暴力団員等でないこと
<input type="checkbox"/>	共有者全員の同意を得ていること
<input type="checkbox"/>	解体工事によって更地にする予定であること ・小屋、立ち木などの附属物も併せて除却する必要があります。 ・門及び塀等を残すことがやむを得ない場合は、この限りではありません。
<input type="checkbox"/>	空き家等に抵当権等の担保権及び賃借権等の用益権等所有権以外の権利設定がないこと
<input type="checkbox"/>	補助金申請に添付する写真を浜松市が広報活動に使用することに同意すること

【特に注意していただきたいこと】

- ・交付決定前に契約・着手した場合は補助の対象にはなりません。
- ・申請書類に不備がある場合は補助を受けることができません。
- ・募集人数を超える応募があった場合は、抽選となります。

※自署しない場合は、押印が必要になります。

令和4年 月 日

住所

電話番号

補助対象者（申請者氏名）